

服飾管見

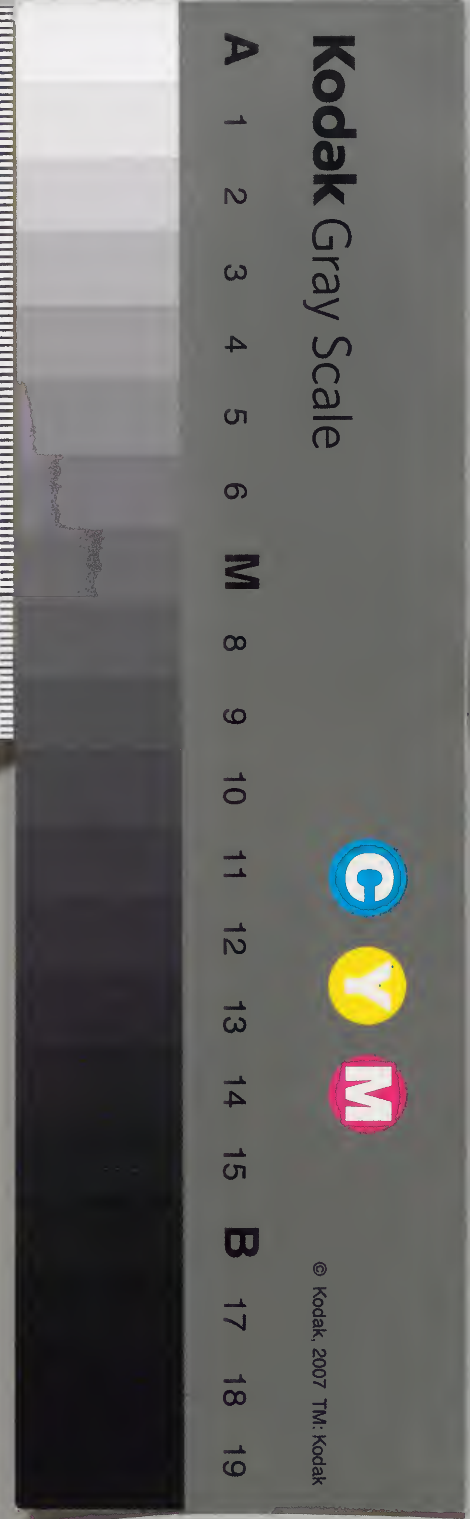
朝服
女朝服
儀衛服

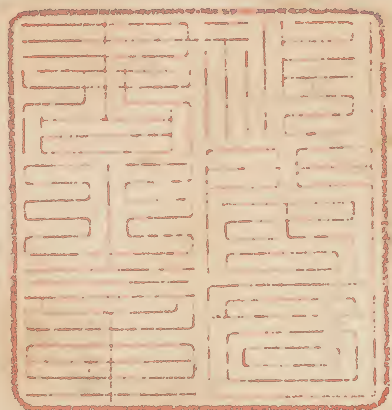
第三卷

共十

庫文閣内		
和	三五四七	一〇冊
書	類	架

内閣文庫		
番號	和	35447
冊數	10	(3)
函號	147	353





服飾管見卷第四目錄

朝服

朝服始 頭巾製 頭巾文色

表衣製 表衣文色 表衣裏

襖子製文色及裏 半臂製

半臂文色 汗衫製

汗衫文色 同帶 表袴製

表袴文色 中袴製文色

袷單襖製文色 打衣製文色

衾製文色 襪 明衣
草帶 奥袋 笏 扇
帖紙



服飾管見卷四

ミカド
ゴロモノ
朝服始

權中納言宗武撰

孝德天皇乃御宇一は是も既之何皇年迄と天

武天皇の御宇一は海がさき一の初め

すまじど存名志乃禮番の官人等之禮服不其遺

製ハハカシ申テ天武天皇乃御宇ハ既ニ主冠ニ

圓領窄袖下襷トクハ一々不衣ヲ長紐信字一ハ加

利禪以总不ニ會集の服ト志多ハ信常ハ襖信字一衣

ト衣意ト任ク用ケキ此圓領窄袖長紐信字一衣

ハ仁徳天皇乃御宇ハ梨ノノキモゴロノ了後ハ旅櫛

ナドノヤキノノノ事ハ信常ノ事ノハハ似禮服モ

ニ由チ梨一ト前好ノ事ト照一トモテモテる事ハ

彼圓領窄袖ナド以常ト朝廷一用ケル所ハ天武

表遺風也信里其好服也乃制ハ梨ノ一持統の御宇

ト梨文武ノ一トモテ信常ガ制令表制トナリ信常

足等くハハハ今也

是等くハハハ今也
服の辨ハハハ

新令乃制ハ衣服令の私考ハハハ

其好弘仁名御宇禮服朝服乃淺紫の色と申紫可

ナキ其好常ノ忌ふヤク改テ唐法ノ色トシ

多キハ半臂汗衫なども是ト紫オトキ

ほ迄社の比ヨ里オト海ノ行テ好ズハハハ

今もたよく南紫トケ

カッリ
頭巾製

頭巾又幘頭とも名づく今乃束帯ノ用オハ

ハ此造製也古ハ額など木トシ

カキバ幘頭一條トシ巾子も別

いそ其とろーろーをねる絹の覆いで織りよほふ

結法りのよたよ次郎申乃左右

袴冠のきつ所并と通し
まじかざりなどか定也

の上の覆いで其とろーろーをねる絹の覆いで織りよほふ

中子の絹乃前と河ふりまぶる左右のよたよ次郎

よたよ次郎のよたよ次郎のよたよ次郎

と緒と云先繫纒乃姿も古(表は唐の紗帽)

物乃綴のよたよ次郎のよたよ次郎

遊尾ともいひ言繫養老七年六月乃大政官の處分

い見まは古くハ綴ハ衣乃急繫り

よたよ次郎のよたよ次郎のよたよ次郎

了卷總柏椽カシノなどヤリ乃事もいぶきイブキノ字里又類カシノ

木といまはなふ架連類カシノ原類カシノ類カシノ類カシノ類カシノ

十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ十カシノ

内より細き并カシノともてカシノ器カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ

遊カシノ誦カシノの時ハカシノトカシノほカシノ何カシノヤカシノ一カシノ字カシノまカシノ巴カシノ保カシノ笔カシノの緒又カシノハカシノ一カシノ

之カシノ福カシノ里カシノたカシノよカシノどカシノふカシノてカシノ巾カシノ子カシノ乃カシノ後カシノよカシノ架カシノ前カシノ一カシノ也カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ一カシノ

アカシノおカシノくカシノらカシノいカシノ乃カシノトカシノカカシノカカシノ結カシノてカシノとカシノカカシノ字カシノ里カシノ地カシノ事カシノハカシノ法カシノのカシノ程カシノよりカシノ

常カシノ々カシノぬカシノてカシノ今カシノハカシノ朝カシノ服カシノ一カシノハカシノ必カシノうカシノいカシノ之カシノ福カシノ里カシノ事カシノもカシノてカシノ也カシノもカシノ不カシノ也カシノ

又カシノ巾カシノ子カシノとカシノ云カシノぬカシノぬカシノ古カシノくカシノハカシノ必カシノ一カシノもカシノ屏カシノ子カシノ家カシノ事カシノハカシノ何カシノのカシノ事カシノ

里カシノ字カシノ分カシノ也カシノ継カシノ殿カシノ式カシノ乃カシノ六カシノ月カシノ晦カシノ乃カシノ御カシノ贖カシノ報カシノ乃カシノ皂カシノのカシノ帛カシノ乃カシノ幘カシノ

頭ハ巾子の事又人給乃認巾ハ巾子の

事ナキハ巾子市式ハ巾子乃懸ハ東西ハ巾子

巾子乃懸ハ東のミハ巾子實も認巾ハ巾子

ふ掛ハ巾子の事ハ巾子用ハ巾子有ハ巾子

比ハ巾子ハ巾子冠乃額の本ハ巾子

先祭今ハ巾子服乃外ハ巾子

儀乃姿も好世ハ巾子

巾子ハ巾子ハ巾子

巾子ハ巾子ハ巾子

巾子ハ巾子ハ巾子

末ハ背ヲ仰ル家と今ハよりと次ベシ

頭巾文色

今ハ色ハ一五位と全上川一ハ皆皂乃羅ウネオリの頭巾

六位より下ハ皂乃纒カサリのわらむ紵也纒ハ絹下ヲ襦バカ

と紵文乃有ベキテあり寸羅ハ文の何處家もたのきも何ま

ハ川カサリとや用ウラハ襦言む考ふテ後冠乃櫛形ノ羅

と用フ事ハ古くよク紵ノ今ハ用フ家ノ不レ量ノ文也

中ノ世文衣ノは上達部も表層衣ノハ皆ハ白

き絹ノ用フ色ハ紵思ハ古キ姿ハ紗ノ節ノナリズバズシ

其時文乃ハ中ノ若クふカど集ル色ハ不レ古クハハ文

の羅ふふべー延結の吐小既いかりむ至る羅く有文哉

いふきふふり朱雀村上の御法す紫ハ五位いどハ川也文

あふ羅い用いる事とたりい思存世ハ文何多羅ちきとて

文と也い次ふ也尚時ハ巾子乃兼と織の末りのと文と也

もろて何まはく用いやるハいハ結重かく文と也い次

ふもあまどろきもい海き前いいき進く皆海き前く

け進くたど也い次多ハ里具ハいハうく不やも也と紫

也いさ乃小ハ何くで文あふ羅くいハ何たのまハいさう

羅く文と也い勢家史と哉るハいさか不よきい海具

文古ハハさく次中法よりハきてたか小きい四川葦の

遠文也

中山乃繪
とん中

今ハ描菱ハ盤文と用ゝる人も有也

とん中と又六段ハ下も今ハかき中子と織と文

也いさふ羅乃既中と用ゝる織と横とわたりて

次き縮と用ゝべき也と有也

ウヘノキヌノ
表衣製

考り唐乃公服と物と似て居也昔ハ袖口

乃勢もこのころから也其まの字は和銅

元年ハ八寸より多く定めて居る事其好ハ又

に海きとこをみか次才と大きく威字を込註

強正式と云乃袖闊さハ下と上と等しく同く

き尺式寸以下其脈乃闊さハき尺四寸以下はき尺

えき尺又袍の裾は長く寸る事ハ古より襟も好ま

む是もか乃彈正式より其表衣は長さハわづな地

はより先より定うらまき申法よりハわづな定うらま

たよやがまき袖ハ大きく衣乃き字ハ長きまきどりき

上で尺乃かり小もはら寸且そこえとふ好むことなり

一又何繋ききとて襦のまこと左右ハ何まき

のねりびび次事などいできりしはね延結縫做式は

年中の御版料乃御袍の料表繪よりわづなちん不

よしこえ何つさきかどくハ一ふけきりぬ也中此乃画

四位のく、乃もこえ何梨さきいよど南ふ、袍とこをを家と

書き家う、う、下、う、る世表、年中、行、事、乃、画、ハ、六、位

た、ど、ハ、此、定、た、ま、ま、ど、五、位、う、梨、と、川、う、ハ、も、こ、こ、え、何、梨

さ、き、あ、ふ、と、う、画、き、う、う、う、う、下、龍、衣、肩、尻、い、ち、の、う、く

次、ふ、よ、梨、袍、の、好、き、た、よ、ど、は、い、い、く、と、申、ふ、う、う、う、

か、ふ、袖、と、く、ハ、う、る、た、ま、の、う、べ、う、さ、き、バ、六、位、た、よ、ハ、下、龍

乃、尻、も、長、く、袴、次、且、袍、乃、絹、の、料、も、多、う、い、ま、バ、古、へ、表

ま、成、と、用、う、を、家、也、字、里、今、ハ、六、位、る、も、大、う、五、位、を

上、川、う、も、皆、同、ト、い、ふ、也、且、襟、と、半、幅、と、次、前、の、き、と、中

目、の、う、一、幅、さ、よ、き、程、う、う、次、う、き、う、マ、次、巻、う、

表衣文色

令とんぶ^{カマ}一采以下王后一位ハ^{カマ}深紫王共二位と^{カマ}紫五

位迄と后乃二三位^{アサ}浅紫后の四位^{カマ}深紫后乃五位^{アサ}浅紫

六位ハ^{カマ}深紫七位ハ^{アサ}浅紫八位ハ^{カマ}深紫初位^{アサ}浅紫也又令

親王ハ^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫乃孫王ハ^{アサ}浅紫二四世也

五位乃諸王ハ^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫乃又一位^{カマ}深紫^{カマ}深紫の子位

ハ^{カマ}深紫一位の庶子と^{カマ}深紫三位迄乃嫡子庶子の^{カマ}深紫ハ

浅紫^{アサ}四位乃嫡子庶子の^{カマ}深紫ハ^{カマ}深紫五位乃嫡子庶子の

五位ハ^{アサ}浅紫五世以下^{カマ}深紫の式是^{カマ}深紫^{カマ}深紫

多^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫令考^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫^{カマ}深紫

四年服制何れも其位の孫王ハ其禰方其位乃三回世を

王ハ禰方其位也免らる

ハハハハハハハ

服制の辨り何れ

思ふ所其末に候

乃服制を以て改りて事何れ

今ハ服制の辨り何れ

今ハ服制の辨り何れ

一息

大同元年ハ七位ハ六位と同トク深緑初位ハ八位

同トク深緑初位ハ七位ハ六位と同トク深緑初位ハ八位

一息者ハ深紫法王二位以下五位以上ハ深紫と比ぶる

朱雀村と乃御時より何れ也事なりたり

西宮妙ハハハハ親王其位孫王乃朝服綾乃黄衣と用

乃多ハ一世源氏及良家の子孫などの位位衣間す綾

の黄衣也也我ら其位位衣間す綾

しき事也

西宮抄く黄衣無品親二孫王 綾源氏及良家子孫弱冠者着之公
郷子孫候殿上無官時用黄衣と何里此書ふ所いとわきまを以て考る

無品親王は孫王小黄衣と云ふ事いふ候事と替へしきつて候事と云ふ事
以てて後の黄衣一定の其好又是より果てき位乃一世源氏良家の子孫を其位上
候事と云ふ事と云ふ事也叔公郷乃子孫殿上候事と云ふ事官を以てき黄衣と用
うと云ふ事と云ふ事良家子孫弱冠者着之と云ふ候事と云ふ事此比は其位
家など云事と云ふ事と云ふ事乃子孫候事と云ふ事良家子孫と云ふ事
子位乃候事也官乃五位以上と云ふ事と云ふ事と云ふ事乃何んか事也相彼良家
と云ふ郷乃家弱冠者といふ事位少少殿上と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
是ともてん事と云ふ事と云ふ事乃子孫を其位ハ袍と云ふ事と云ふ事と云ふ事

一條院乃御宇と梨ハ正衣と除きて四位と梨カと候事

ハ皆黒く深く派と用ハ五位ハ赤と云ふ事乃黒之有と著多

里唯廷尉佐方史外記史方史射たどめと赤色と云ふ事

と云ふ事黒みたの事と云ふ事著多梨きと六位より赤も候事ハ深

標と用ハ是皆朱雀村上ハ御時より候事と云ふ事

一 風俗也今ハ定基原事ハ所トナリ和ヲ私ハ改免
ぬ事也但ニ右五位乃思ニ一原トシテハ用ハ改皆外記史
ナドト同トキ赤衣ニ五位ハキ原也六位ハ縹乃一トキ
ト云用テ又令右比朝服ハ赤ニ縹をヤ用テ事モ延基
原ニ式ト縹ハ五位以上乃朝服ト云云次ト云云是

ハ和ヲヤノノカク縹ト云々一免ラ基ト云云
延基強正式ト裁キカ不多く先代乃
制ト志云等リ五位以上ノ朝服ト縹ト

中カ事ハ延基原乃國史トハんニ基ト云云ハ格ト云云リ云云裁ラ基ト
不事モ事ハ延基ト一ト云々一ト云々一ト云々一ト云々一ト云々
ハ考ラ不事ト基ト世乃和事ト云云も云云ハ令ノ此ト延基達乃向五
位ト縹乃朝服ト云云云云ハト一ト云云ノ御宇成案乃袍ト云云云云
ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云
又薄朝服ハト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云ト云云

いまの如きまゝにや靈龜二年に重祿の如き

らまゝに事入るを梨江仁五年より内分乃諸司

官人薄給服と云ふ事と申す所あり今も夏秋

ハ薄物と用ひたり是も綾と五位以上は朝服と輕

く架五位以上ハ夏秋穀と用ひたりまゝハ絹の等

賞布サヨシなどを用ひたり延祿内苑式四位五位

乃夏衣當色の料と賞布何架左衛門式衣節服の門

部は黄單袍の料と絹と何架又文の事古くは

南一才此ハ多くハ藻モ蟹ガワ食シは字シ家カ小コや古コ給シ

くも申す申す架カ中ナカ好コト不フおのづかしくいふもあ

今ハ其の法乃ト云々

鶴大圖又此文を用フ抄改圖白ハ五涌雲此の家系

用フ源文記トフもたよ一今ハ雲原草乃痛何や

痛ナリト也

當時ハ痛遠ハ痛ナリト云々

但痛何里

乃書原草ハ良家ノ外新クハ用ハル也遠文ナリハ大文

盤文ナリハ多クハ小文也五位已上冬春ハ綾乃衿也

袍夏秋ハ薄物乃單の袍也六位以下ハ絹或ハ紋の薄物

ト夏も冬も云々

六位已下乃夏の袍を冬は厚ハ夏仁の存ハ茅ノ世乃カモ

カクモナリ一色也ト云々

ナリ冬春絹の衿也

袍反杜ハ其紋乃薄物の基ナ袍ハ有べき也

表衣裏の事

中比より今に至る迄薄物を著るは皆絹乃裏を

付る架是ハ古もかく有る其色ハ白ク亦表

其色ハ白ク亦架也延杜縫敷式の雜深用皮着るは

黄櫨綾一疋櫨拾四介種芳拾一介酢二升灰三斛新

八荷帛一疋紫拾九介酢一升灰一斛新四荷と何架

此帛ハ紫のミヤミヤもまバ其極深ヲ有ハたり也

何ハハハ其極深乃脚袍其脚裏ナキバ詔里

アハハハ其極深乃脚袍其脚裏ナキバ詔里

本ハ国屋敷乃記ニ云

後照全院敷装束抄赤色袍の事
国屋敷御記云文立涌雲如常裏襖芳

目上造

部の禮服乃裏ハ襖芳を用イ又浅の緋乃襖ハ緑裏

深緑深縹紺紫乃襖ハ白練裏浅く系事皆左衛門式

く何里

今乃事近右衛門式ハ深緑の襖乃裏の料名ナキハ浅緑トカ字架是
ハ一ハ一連ハ系事ハ練絹ヲ系事大儀表服の巻ハ解也練絹トのミ

白練

是等ト云べクハ浅の紫此袍ハ襖芳裏

絹乃事也

浅く金也字里但襖芳トモ浅何事ト凡袍カとの

裏ハ浅く系ハ上達部乃其の下盤ハ襖芳の赤色乃

ほとなき金也世ハ表の色乃系事絹乃裏ハ浅

く系事多ハ系事是ハむハ一乃系事ハ諸王女位ハ上

諸后二三位ハ襖芳裏諸后四五位ハ緑裏六位以下ハ白

裏に用ひたる布は、たゞ白布なり

道徳院装束抄に資房記にも二色より
叙して袍のりくをむほよりん作るとり

至寶房御后の四位より二位に叙し、もぬふに寛徳二年三月にまは表ハ
之に黒より二位も四位も、おちりまきど縁裏に、襖芳裏よりとりし事

襖子製文色及裏の事

延喜總殿式乃年中御服料の中、春冬襖子有

遣唐の水牛等、流しな家巾、綿乃帛、襖子袴有

了渤海新羅乃水牛等、名度、熟所、河、綿襖

子
綿襖子とハ、
袴、細布の袴、綿、河

入の襖子なり

まは、綿入、名、袴、の、寒、ゆ、料

く、容、け、名、物、也、名、架、切、正、式、凡、庶、人

以上不得襖子重著と、裁、ま、名、波、水、牛、等、小、為

まゝに襦子も衫乃下と云ふ料なきは表の衣表也

了襦子と二領とと重たふ事と様も是を云ふ也

切此比又位と乃胡服とやうなく綾と紐を是に襦子

ハ裏も表茂きと思ふ事と云ふべし二領と下乃

色く綾を用いる比ハ又此物を用いる事たえを製

色ハ大方半臂の定色たるは或や縫殿式を年中御服

料の井よさ好ん事色里を製ハ襦子同トと云ふ

たふとバ襦子と云ふ下乃具なるはとけ襦子とかくは

半臂製

事物紀原ハ二儀実録と引ふ唐高祖を袖と減て半

薄と寸^ハも巾^ハ今乃背子也^ハの梨^ハ相延^ハ結^ハ放^ハ式^ハ乃

年^ハ御服料^ハの裕^ハ乃半^ハ臂^ハ比^ハ料^ハの縮^ハと^ハ中^ハ宮^ハと^ハ裕^ハの背^ハ子

乃^ハ料^ハの縮^ハと^ハ丈^ハ尺^ハ同^ハト^ハ是^ハと^ハも^ハふ^ハん^ハま^ハバ^ハい^ハう^ハ一^ハハ^ハ全^ハく

と^ハ路^ハこ^ハー^ハの^ハま^ハた^ハら^ハな^ハる^ハ名^ハ梨^ハと^ハ深^ハと^ハの^ハ世^ハ乃^ハく^ハハ^ハ禰^ハた^ハき

半^ハ臂^ハハ^ハ畧^ハセ^ハる^ハ也^ハと^ハふ^ハハ^ハい^ハと^ハ一^ハ何^ハや^ハま^ハ後^ハ王^ハ名^ハ梨^ハ比^ハ禰^ハと

ハ^ハ全^ハ分^ハハ^ハ半^ハ臂^ハ乃^ハ具^ハ一^ハハ^ハ何^ハと^ハで^ハ袴^ハ初^ハた^ハら^ハふ^ハと^ハ表^ハの^ハ袴

と^ハ中^ハ乃^ハ袴^ハ法^ハ字^ハ靴^ハ一^ハ行^ハ騰^ハを^ハ法^ハと^ハふ^ハと^ハを^ハ改^ハと^ハふ^ハ

料^ハ一^ハ半^ハ臂^ハの^ハ裾^ハと^ハも^ハ法^ハ字^ハ名^ハ梨^ハハ^ハ子^ハ何^ハ里^ハ字^ハ比^ハ總^ハ腋

乃^ハ裕^ハ名^ハ袍^ハ乃^ハ束^ハ帯^ハ一^ハは^ハ袒^ハか^ハど^ハた^ハき^ハと^ハき^ハハ^ハ多^ハく^ハ畧^ハ帯

里^ハ薄^ハ袍^ハハ^ハ透^ハて^ハる^ハ巾^ハま^ハ巴^ハ畧^ハと^ハは^ハ是^ハ一^ハハ^ハ禰^ハ忘^ハ緒^ハ迄^ハハ^ハと

ちの次關脈の何れもも界の次縫脈の事も騎馬の時ハ

必ず是等ハ必禰忘緒何至是ハ半臂ハ用南字を

とも袴褶にとりは字も何南まハ袴褶うつまはは

ふ也考至るまハ騎馬乃ともまはで縫脈の下ハ

ふハ禰忘緒ハは字も何南まハ今ハ縫脈ハ

ハともハ次關脈ハふ用ハふくま終也袴褶乃事ハ

第九乃巻ノ論トを架

半臂文色

延喜縫殿式の御服料ハ十月より三月迄毎月半

臂十領藍四領紫六領十一月一領十二月二領並

白と用うと河梨と汗衫十領藍四領蒲萄染六領十

一月一領十二月二領並く白と用うと河梨扱反秋

の御料くハ半臂十領紫又領藍又領九月一領白

と用う汗衫十領色半臂同トと河梨扱バこ乃御

半臂の紫ハ蒲萄染赤事と志分度く

蒲萄染ハ衣
服令の服を條

の裁解く紫乃いといひ次きまのいひまバ此半臂を御料く深淺もいひま紫と乃この字

らまて襖子汗衫ハ蒲萄染と河梨と紫赤事と色ハいといひ御半臂乃紫け

扱ハいといひ次き蒲萄染

とよよの赤事と

且半臂汗衫ハ同ト色と用うと赤事常の

事ハやうまど弾正式ハ凡滅紫色者参議已上聽通

用五位已上聽著半臂と河梨扱凡人の半臂汗衫け

同ト色とすても有字扱申此と皇ハ忌書とリト免之位

いと敬上人も禁色申聚多ふは法も黒半臂と云ふ冬

春の黒半臂とい表ハ大文乃浮線綾の丸文此綾と黒く

深打を云ふ

好乃代名といハ大方冬春乃半臂の文ハ小葵といはれまどハ御料
乃小こつ阿ま十保ハ御直衣御下襦乃表も小葵たう後バ也一示己

下二色といハ直衣も下襦の表も浮線綾丸文たうまバ半臂も此文を用いふ事云

べ一夏秋の三重襷ハ御直衣も二色己上乃もかまふ事たうまバ半臂もかまふべし

也凡人も童殿との襦ハ袍半臂下襦乃文小葵たうまど冠して禁色申るは法ぬまバ例云

丸文の下襦といま保也すはばけ時半臂も丸文の次まど半臂ハ五色よりとハ常より

又半保襦たうまバ深打表裏ハ丸文も常より

かくて丸文形もいあうはたう半保より下

下襦の裏乃定たう大文の

敏名菱の綾は黒く深打を深と裏と表

黒半臂ハ水色の裏は
くも深打の裏は

もしも深打まど古き

補之緒何ハ黒き羅を用いこハ裏たう

結とんまバ黒裏たう

まバ夏秋もいハ復秋乃黒半臂ハ大文の三重襷云

穀とい黒く深打一重也初此黒半臂を織物取文紗たう

たうゝ急下襦ろくろハ何色たうろくろもきろくろ名ろくろ里ろくろ禁色ろくろゆろくろ急ろくろ回ろくろ位

りろくろハ冬ろくろまろくろハ裏も表も平絹ろくろハ躑躅ろくろ深ろくろうろくろ打ろくろきろくろ家ろくろ也

ハ躑躅ろくろ深ろくろの打ろくろきろくろ齊ろくろとろくろハ此ろくろハ濃ろくろ打ろくろとろくろハろくろ家ろくろハ躑躅ろくろ深ろくろハろくろ黒ろくろきろくろうろくろ赤ろくろきろくろハろくろ私ろくろハ濃

種ろくろ芳ろくろとろくろ色ろくろりろくろハろくろ多ろくろ用ろくろやろくろハろくろ上ろくろ色ろくろ乃ろくろ躑躅ろくろ深ろくろハろくろ多ろくろえろくろとろくろもろくろてろくろ躑躅ろくろハろくろ只ろくろ濃ろくろ打ろくろのろくろ半ろくろ齊ろくろ下

襦ろくろのろくろ又ろくろ乃ろくろ名ろくろまろくろやろくろハろくろたろくろやろくろハろくろ上ろくろ色ろくろ也ろくろとろくろハろくろとろくろ達

此ろくろ乃ろくろ黒ろくろ打ろくろのろくろ半ろくろ齊ろくろもろくろ濃ろくろ打ろくろとろくろハろくろ多ろくろふろくろまろくろたろくろやろくろもろくろハろくろ上ろくろ色ろくろ也

但ろくろハろくろ此ろくろハろくろ躑躅ろくろのろくろ打ろくろ下ろくろ襦ろくろ

とろくろきろくろ家ろくろらろくろりろくろ乃ろくろ事ろくろ也ろくろ柳ろくろのろくろ打ろくろ下ろくろ襦ろくろもろくろ家ろくろとろくろもろくろハろくろ表ろくろ裏ろくろ平ろくろ絹ろくろの

青ろくろ打ろくろたろくろうろくろ梨ろくろ葉ろくろ秋ろくろハろくろ一ろくろ重ろくろ少ろくろふろくろ全ろくろくろくろ下ろくろ襦ろくろとろくろ同ろくろトろくろ襦ろくろ忘ろくろ緒ろくろ付

いろくろはろくろもろくろ半ろくろ齊ろくろとろくろ同ろくろトろくろ均ろくろとろくろ似ろくろりろくろ也ろくろ裏ろくろかろくろハろくろ又ろくろ西ろくろ宮ろくろ抄ろくろ小ろくろ減ろくろ紫ろくろ

色ろくろのろくろ綾ろくろ也ろくろ半ろくろ齊ろくろ冬ろくろ乃ろくろ時ろくろとろくろ似ろくろ似ろくろもろくろ襦ろくろ必ろくろ羅ろくろのろくろ類ろくろとろくろ用ろくろいろくろとろくろ何ろくろまろくろハ

全ろくろくろくろ黒ろくろ半ろくろ齊ろくろのろくろころくろとろくろくろくろもろくろ表ろくろ裏ろくろ襦ろくろ忘ろくろ緒ろくろのろくろ色ろくろ減ろくろ紫ろくろたろくろうろくろ家

ゆろくろのろくろ遠ろくろ也

明月記建替元年大嘗會の御禊乃條ヲ入夜装束物具等送少將

宿所登草殿 關脛袍巡方螺鈿野釵鹿皮尾鞘紫綵平緒 紅葉平胡録青地 九緒弓 卷

薄様前同書
句差薄様

工ヒツメウ千ノ半臂ナリ又キノシロキ表袴例下懸御襖行幸不可著深装束之由

古賢當時人々多稱之然而代代毎度禁色人皆著之壽永元年改殿
月輪念著給仍少年物此半臂表袴又非異深

色不可有難之由所存也又申左府亞相
西殿有可許之んえを里けなびや色とたふ深色とつべとつまは種芳小

纏裏はなをふくはつてむくももの、とくゆきん流たふ也とをまも例乃下懸とつたふハ

御袴條の打下懸者事かをけ下懸て彼をびや免抄の半臂は深茶の打下懸の

透風とぞ芝草深茶もさびとらん同トヤクをまははは蒲萄深を滅茶とてりりやせ

是

も織物取文紗などちり思ハ何色乃下懸ても茶

べり多乃四柱め柱ハ思半臂月とバキふほど滅茶色乃半

臂ハ袖をまむ何色の下懸てもいまは四柱め柱の為

ハ袖とつてまむいもの也但是ハ表裏襖之緒と茶平

絹ま冬ハ衫里ふ深と深と打夏秋ハ生たふ深と

張てを茶ふふ深べり正柱といふとも裏は深く深

と林ふ多事とて女寸汗衫ハ茶チの家ぬをとりるハ

勢も料も二領も三領も重き係と云位などハ志川位
 もたのまきバトと云也春冬の半臂裏と禁むるよ
 ちうと云位と云のこお流るふとのあまバ裏と云
 也もろ流ちあ係べー又三領とも四領もろ下
 籠るハ打も係半臂ハまぶ張る係とも係也

第九の巻く論り至

汗衫製

好世ハ柄ほくじ小半幅と用うまバ領乃相合
 何せー強て何と勢もと云まバと云トト云一の裾

左右とも係也舞の度装束の汗衫の

舞の度装束乃
 汗衫ハ村法表

重汗衫の事也俗

装束束の下盤と云

前ハ縫目と中と云名と云ハ考るハ柄

くびく一幅を用ひぬくことかくべし又裾乃長短と云

米織と云り川ハ好世の事々古ハ表衣は裾小色次

多々舞人ハ袍の裾長きまハ汗衫も又洗へ里末は

ハ風流と云ひくこと皆まハ舞乃仕立も仍て關脈袍

と汗衫の裾を長くして地と曳は好納くき織の

製の事すくたるも忽ち長短く代く矣也

鄒陽が何の王
乃門く長裾

と曳は好納く

今ハハ製法制もたよく大いの事也既と延

ハ堂の裾乃事也

甚縫殿式の年中御服料の中ハ汗衫十領の料表白

絹六丈五丈別ハ四丈を尺と云く多架又ハ計式ハ絹

幅ハ考るべき尺九寸也ハ丈尺と云て御汗衫を造く

らば左右御袖 各二尺

九寸

御襟

五尺五寸幅五寸け傍と似御袴

と寸幅を尺四寸四寸と寸む

御袴

各五尺二

御身二幅

各九尺七寸前五尺三寸

寸五分

五分幅四尺三寸五分

かくのごとくたるまじ

御表衣の裾と繋りまじ出さずゆるまじきたるまじ御乃

まじかくりまじ皇子太子及親王以下の汗衫も表衣の

裾とまじ出さずまじ志かへし是の如くたる流籠也且け式

およほ古法より後里古法ハ又厚制よりねばけ御服料

乃汗衫は丈尺不度の古ハ乃姿ともなる里志るるま

おろり繋ぎ

汗衫文色

延喜縫殿式の御服料ハ藍染蒲萄染白きのこつ河

至白きハ神事の御料トシテ藍染蒲萄染ト常々用ふる

扱一不^レトハ常々白きト用ふる也^ハ深ハ管相云乃矣見

の^見中^ニ貞觀元慶之代親王公卿皆以生^テ筑紫絹

為^シ夏汗衫曝^シ絶^シ為^シ表袴東^シ絶^シ為^シ襪染^シ絶^シ為^シ履裏而

今諸司史生皆以白^シ縑^シ為^シ汗衫白^シ絹^シ為^シ表袴白^シ綾

為^シ襪^ト菟^ト褐^ト為^シ履裏ト^ハ切好乃世^ニ整^ル汗衫^ト衣

上^ニた^リ家^ニハ白^キト用^フふ^ル常^ニの^ニ事^トなる^トは^ハ造^ル風^也考^ル

之^レ恒^ニ之^レの^レハ表^ハ白^キ大^ニ文^乃浮^ル線^後の^レ丸^文此^レ績^打

下^ニ整^ルの時^ハい^がき^張下^ニ整^ル此^レ時^ハい^が次^裏ハ常^ニハ^ハ脚^濁

染^也是^レ脚^濁染^乃下^ニ整^ルト^モ考^ルて^ハ脚^濁の^レ下^ニ整^ル

ひ

柳の下の下巻は常ハ柳乃下巻といふとま

果てし旦元のくまぐハ柳乃下巻といふも

打ても張ても柳

の下巻といふハこき青文也是ハおと形もくま

ハ大い張るもの

また次言ハ抄とおと形もくハヤまきの下巻とてま

ハくハらとくハらくもむふたるとま免ふめとハ

柳又是といふ

柳ともいふ

けハハ模芳乃下巻蒲萄深乃下巻搔練の

下巻模の下巻裏山吹下巻裏梅乃下巻かど

こくハるもといハ皆常のといハ里深は装束のハ雜部といハ

例名場ハ山吹色ハちやちやハ学文の裏也裏梅もおも

ハ模芳この模といハまきもけハハの模ハハハハハハハ

装束也是ハ常の物たまこハ下巻といハ今乃せハ下巻の裏

もの

是等多くハ打も中もといハ小も大文の四

なり

乃装束文乃綾也躑躅深模芳搔練模裏山吹裏梅

との事くハハハ雜部ハ論皆今書をハハハ

重汗衫名事也二重たふかハ

今の世二重とバ中倍

たのくろカハ

入をふ下倍と二重

はりま出ふ不斗と絹とちみてひまを梨瀧濁のけ落

縹乃絹といも常名事也

瀧濁乃下倍中倍乃縹乃事ハ二條家

常名抄の事又胡曹抄の皇太子乃

御紫束の中一瀧濁下倍表白

けかたもふいしをふのたりさね

瑩小葵後中倍水色平絹張とあり

ど裏山吹たどハ黄深蒲萄ハ薄縹掻練ハ房紅梅ハ房

色たど裏乃下深或ハ裏の色は落きたどが表乃白者落

バ白いをふやうふふの也とて二重ハとふねきとふき

ほどき深べ二重も年老て張下倍すふほどたふ落ハ表

成とらうらさを用い糸の梨夏秋のハ襖芳乃赤花

とて襖芳の何うもふと帯はけ用い二藍香染

青朽葉たよもきねどはるふたつは但落き香深と青

朽葉といちとねーきい常くまふ

香深は濃きい何うくちばり同ト
落きい黄朽葉同ト又常の

いん吹色同ト常乃朽葉又同ト物也青朽葉ハ廿五花色同ト是等くこのて落く
おまよぢふべー青朽葉ハ心表乃色とて神事く用わすといどか成衆乃かさうけ
必半座也て落ばさうていふべき事おもゆわたく落と落香

深いむくもたうまきいばちとねーてま朽葉る程なりばをとまき

是等皆大文乃

田菱の敷文七穀也暑うまハ露汗衫乃上たふと服

去まふんたふぶー色と触ふふくハ上達部同ト

色ゆまぬ四位下下の冬喜此ハ躑躅乃下露柳の下露

表も裏も平絹也色ハ前同ト夏秋のハ生此絹或ハ

江文の落内と寸色ハ二藍落縹落香深青朽葉南

ど也六位下下のも四五位かまうはど喜冬ハまう柳

の張下襷夏秋ハむ様と青朽葉也此ハ年々若き老多

ふくもかりくはまきし中此とともは冬春のもも少ふ

河も但鄙濁深乃半臂ハ鄙濁深の葉乃下襷柳色の

半臂ハ柳色乃葉下襷と云ふ葉ハ河やまき

也上達部も是等の下襷、おもふハ白きまは鄙濁深

半臂ハ柳色乃半臂ハ白きま乃下襷少み有下

本下も夏も白うがま也

上達部ちの引根木乃半臂下襷も表むう
むくはらむ本下もまは也且鄙濁深乃葉下襷と云

ふくかりくはまきし中此とともは冬春のもも少ふ

河も但鄙濁深乃半臂ハ鄙濁深の葉乃下襷柳色の

同部乃事

汗衫ハ帯と色ハま縹頰の餘乃切と回重ハま

て用いし後世縫汗衫ハ亦小も裏と長く不人有
よ里とろ海もたき事也

表袴制

順の倭名抄に大口袴唐令云慶善樂舞四人白

絲布大口袴和名於保久知乃八賀萬一云表袴

とんまき梨子袴ハ貞觀儀式延喜式等に鉦鼓の川

人表礼服此大口帛袴オホクチノシロキハシマセ袴と阿たよ保も表袴也後乃世

ハ表袴の口ハ厚梨ふりキまの阿ハ里よりハ勢志字

まどいしハハむろろを字取以志るべハまも阿ハ流ぎ

とふ袴乃裾と切て流ぐ也ハハ横布より流ぎ

とららる袴乃襦と紀のハハハ地冬里切襦袴と云事ハ

袴乃口を廣く替む料なきバコト云ハコト云ハコト云ハ

より裾と廣く裁く右左乃コト云ハコト云ハコト云ハ

コト云ハ禮服のときハ替む事裾ノコト云ハコト云ハ

きも袍の襦ノコト云ハコト云ハコト云ハコト云ハ

忌袍もさく忌の替ハバコト云ハコト云ハコト云ハ

ふらんよきとて替むコト云ハコト云ハコト云ハ

布をゆきう襦も不用たきハコト云ハコト云ハ

襦の名も何れハバコト云ハコト云ハコト云ハ

襦ハ替幅と

コト云ハコト云ハ

名

名

表袴文色

延喜總敘式年中御服料の中乃御表袴衣料の絹

別々五丈と河巻(バウ)ハ公(く)は(は)も裏表同(と)白絹

と(と)ど(ど)何(な)架(か)字(じ)不(ふ)仲(ちゆう)世(せ)より(よ)上(かみ)達(たつ)部(ぶ)ハ(ハ)も(も)禮(れい)ハ(ハ)敬(けい)地(ち)

ノ窠乃浮織物

古(いにしへ)々(々)画(え)ハ(ハ)例(れい)の(の)五(ご)葉(は)乃(の)窠(かさ)乃(の)裏(うら)乃(の)後(ご)照(てい)念(ねん)院(いん)叙(じょ)の(の)抄(しょう)衣(い)履(ふ)係(けい)云(いふ)
若(わか)時(とき)縮(ちぢ)線(せん)綾(りよう)其(その)次(つぎ)固(こ)織(おり)物(もの)文(ぶん)藤(とう)丸(まる)敷(敷)窠(かさ)ニ(ニ)テ(テ)ハ(ハ)ア(ア)ラ(ラ)ズ(ズ)と(と)云(いふ)

ハ(ハ)彼(か)比(ひ)ハ(ハ)既(い)浮(う)織(おり)物(もの)ナ(な)ラ(ら)ズ(ズ)ハ(ハ)雲(うん)繪(え)の(の)下(した)乃(の)原(げん)

窠(かさ)乃(の)中(ちゆう)ノ(ノ)者(もの)と(と)丸(まる)ナ(な)リ(リ)ハ(ハ)何(なに)も(も)有(あ)り(り)

お(お)と(と)な(な)〜(〜)南(なん)架(か)ニ(ニ)ハ(ハ)丸(まる)文(ぶん)

の(の)固(こ)織(おり)物(もの)年(ねん)老(ら)ニ(ニ)ハ(ハ)お(お)と(と)な(な)ノ(ノ)文(ぶん)色(しき)綾(りよう)也(なり)

裏(うら)ノ(ノ)丸(まる)文(ぶん)と(と)ハ(ハ)何(なに)も(も)有(あ)り(り)也(なり)
の(の)丸(まる)文(ぶん)乃(の)丸(まる)文(ぶん)也(なり)也(なり)

源(げん)氏(し)ハ(ハ)何(なに)も(も)有(あ)り(り)也(なり)若(わか)原(げん)ハ(ハ)孫(そん)也(なり)浮(う)織(おり)物(もの)乃(の)窠(かさ)中(ちゆう)ノ(ノ)者(もの)も(も)是(こゝろ)に(に)は(は)な(な)し(し)固(こ)織(おり)物(もの)也(なり)也(なり)ハ(ハ)何(なに)も(も)有(あ)り(り)也(なり)

窠(かさ)乃(の)中(ちゆう)ノ(ノ)者(もの)ハ(ハ)一(ひと)文(ぶん)と(と)丸(まる)様(さま)ニ(ニ)似(に)たり(り)也(なり)今(いま)ノ(ノ)人(ひと)ハ(ハ)若(わか)乃(の)丸(まる)と(と)斗(たう)お(お)り(り)し(し)

之(こゝろ)也(なり)源(げん)ハ(ハ)清(せい)和(わ)ノ(ノ)村(むら)と(と)も(も)是(こゝろ)に(に)也(なり)

色(しき)ハ(ハ)皆(みな)白(しろ)〜(〜)裏(うら)ハ(ハ)何(なに)も(も)有(あ)り(り)也(なり)

也(なり)此(こゝろ)餘(あま)の(の)氏(し)ハ(ハ)何(なに)も(も)有(あ)り(り)也(なり)

袴(はかま)と(と)は(は)な(な)し(し)何(なに)も(も)有(あ)り(り)也(なり)今(いま)も(も)白(しろ)き(き)絹(きぬ)也(なり)禁(かぎ)色(しき)綾(りよう)

能く家くハと達部と目ト

中袴製文包

是も延嘉總教式年中の御服料ハ表袴中袴各十

腰料絹十六疋四丈別五丈絲三兩一分二銖別三銖

と何チ家ももふんまバ彼大口袴と重总と上チ成

表袴とよび下チ家ハ中袴とソ也

西宮抄陳時空の陪

後皆束乃中表

袴の重々又合大口と何チ家ハ中袴のト也彼陪後乃皆束に袴と何チ家禪といふんや

是もも中袴といふ家ハ合ハ表袴と重合チ家乃ハ海也存人乃

地指の袴乃下袴とも常々ハ加利禪乃下袴とも

好の世乃表袴と裏の様

合袴ともハ是も上の重合寸まハナリ

と裏もも何ハもの法きを家ハ中袴と表袴と一皮

キハ料と表袴乃裏と中袴の表と成りきふと成り法

手冢小不河梨字依色ハ彼御服料もふん垂バ表袴と同
ト白き絹也後の世ハこころき程ハ涼襖共おとね
アハ紅皆打き依絹也今年年老ぬ垂バ白き絹を張て
用リ是ハ四位以下もかゝ依事形一但一おほい
至て用リ

袷單、襦、制、文、色

是も總敘式の年中乃御服料ハ春冬ハ月毎
袷、襦、單、襦、各十料並料紅、絹十三疋一丈五尺袷
別五丈三尺單別二丈六尺五寸綿五十疋別五疋絲
三兩一分二銖別四銖と々四月九月ハ袷乃御襦

綿別一疋少ふ五六七月ハ裕の御襦たよ一其製ハ今

常ききふ小袖此袖まろくくで廣袖たよ物也後乃

世ハ袍の袖廣く大きく一歳一襦々此袖も身も廣く大

きくたるまき

後乃世ハ多くハ左右の袖よりトと汗衫まよの
やうぬきまき人何れもまき也ぬきまき

切上達部

より上ハ綾と用り文ハまきまき福ど大う小文若四

菱乃遠文小文の浮線綾乃丸文たよよき也小葵乃

盤文流くるくも何まど御も同ドまままバも不流まき

うまも色ハむまきハ深種芳おとたよーくまハ紅老

うハ白也裏ハ表も同ドき色も免を流絹と流く

深襦
とま

りえき花たよどの襦とまき色ハまももる也

是も二領三領まきまきと色と羽の候皆同ト物とまぬまき

單たの流ハ小文の四菱

乃盤文花ハ袷の〜同ト色と袖ハ袷と人ハさ〜

ハ下地下の四位殿と乃又位ハ上達部〜同ト

ふりかへぎ〜もきほ又乃盤文の字乃

地下乃五位以下ハ皆絹と用

襦乃襟袖口〜〜〜文取〜〜もきほ也

ハ色ハ前〜同ト衽袷の襦束帯の時ハ一領のみきほ

と〜〜ハ〜く〜き〜ど〜〜〜事也〜〜〜ハ二つも

三つもき〜の〜も単乃襦こ了必一領ハ〜但〜〜

上達部も生乃絹と張〜法帯〜〜色ハ〜

同ト

打衣ウチギヌ制ハ文花

打衣〜〜別菊〜〜ハ〜〜袷襦の表と打を〜

しよき袴バ板襦も打襦もしよき袴とすけきハ襦袴方

おと船くくハ紅

深襦のしよき袴とすも打衣
乃色ハナハ深襦袴紅ナリ

老てハ白きハ紅

也文ハ裕の襦と同ト裏ハ之を平絹也おもて同ト

こハいししハきしハ中法ナリハてハ事也例の裕

乃襦表上しき色ハ深ナリハ幣玉料小ヤ祖ナドカキ時

ハ多クハきハ西宮抄く襦と何キヨハハけ打衣及キナリマ

下迄ト何キヨハ例乃裕表襦単乃襦此事ナリ

ナキマモリ
松制文色

こくハ松ヤハししハ色ハ今ノ大ハ也延乾繼殿式年中

御服料乃ちハ禪トカキ架

けキハハハ今已前
服既乃辨ハハハキ架

彼御服料

ハ裕別四丈單別ニ丈腰料八尺絲別五銖ト何架

け絹の丈尺とともてふれば長くぬいし御裾を打入

てぬいしぬいやはれはこ了表袴申袴の料乃絲ハ別ニ銖

ちかこハ五銖なほ也いぬら末乃指ちのまど永經卿

乃指末抄スソヨリ上へ内へオシ入如此スレバ

モ、ダ千ヨリ下ハ四へニナルと志るる行ハハハハ

乃遺風ノテ何架なるるふこすちいさき指の名

も何ノ架架北指ハと達部も絹と司り色ハ申袴

同ト但し一申づもちのまき指ちのまきハハハハのど白き

がより也其ハ生乃絹と用いといじくも何架つまど

まこといへるごとくしるもたれなきにほはははも祢梨を原小

ふりなき縫殿式とも其乃御料とてかりしぬはははは

祢梨をぬたはははははははははははははははははははははははは

襪

延在縫殿式の御服料としてはははははははははははははははははは

何梨ははははははははははははははははははははははははははははははは

など用い流くも何里を梨又及ハ生絹と用うる人も何

まどははははははははははははははははははははははははははははははは

明衣
カキビラ

此ものハ何川きとも単乃襷とまて何勢を梨とてまは

殿上人と架ら下ハ生乃單も何川きくハ單乃襦じゆりて

之のくくびららてて家免えん至裁縫ハ單乃襦じゆり同ト唯張

一原布もてつと袴はかま不ふ好こくく色ハ濃濃仕仕束束と白白仕仕束束乃乃襦襦

ハ白白きき明明衣衣紅紅仕仕束束とハ紅紅ととちちきき系系明明衣衣とと一一至至ここハ

濃濃仕仕束束乃乃襦襦ハハふふここねねききババ之之くくううじじくくハハままふふババ白白也

きき袴袴ババ紅紅仕仕束束乃乃襦襦ハハ紅紅のの明明衣衣とと一一ふふハハ之之くくううじじくく

乃乃とときき中中事事也也弟弟乃乃下下とときき家家ちち系系ハハ一一川川もも白白くくふふよよの

たたりり架架

草草一一帯帯

衣服令令ハハ五五佐佐とと上上全全根根装装六六佐佐とと下下黒黒油油ヲヲ全全根

此の金乃銚つぎ家とも銀乃銚法書を依りて金

銀の銚よりつぎ法ともまていり架取油と銅かど

乃とと漆もふき法也常性よりなる金内も五位已

上の金何多い銀と利の六位より下は海ぬ架を用い法

とあるべし相延暦十四年より参議より白玉等法

はくる事とゆふと多い大同四年より白玉玳瑁等法

腰帯ハ延暦十五年の正月十八年乃三月末波の格

より家自餘ハ禁制りつ常例乃よりと何まは是よ

里より波二不いゆ流るまは事何よりたの架延表

強正式より凡白玉の腰帯ハ参議より及四位の参議

謹下記し並奉る此
 紀伊石帯及定摺石
 帯は事、す、後考
 おわの正世あるか
 常、く、汗、と、作、り、き、
 程、や、り、び、三、段、の、帯
 あり、(さ)、か、り、り、り、ち
 終、り、門、考、了、及、終、
 亦、後、見、る、は、く、り、り、
 心、好、有、り、事、也、下、文
 乞、り、り、り、)

总用一玳瑁瑪瑙斑犀象牙沙奥皮紫檀ハ五位

りし海用とゆ多勢と之又凡紀伊石帯乃隠文ハ王

者及定摺石帯ハ參識以上全根表刻鏤帯ハ凡

唐帯ハ五位りし並、若用と申係勢紀伊石帯の白く如

う御考候ハ六位り下是と用一係事以得ぶ進と之又凡

鳥犀の帯ハ六位り下总用と申係勢但一途天乃文

何ふハ申係候かまきと何と候と申係勢石とハ、り、り、り、

石や定摺の石帯も、志望、り、り、り、全根の刻鏤ハ全

根乃鏤と文とありと、海也唐帯とハ唐と全渡、り、り、り、

と用りし係事、る、る、る、相、袴、の、形、む、り、ハ、り、り、り、何、り、り、り、中

此よりハ巡方ムルドキ九輛ウシガミ櫛となどお祭後の世ハ櫛ととバ用

わねおや巡方と九輛のこ以用し靴とはくふ酒乃儀しは

五位と有文の巡方と用し常ハ其文の九輛也靴とは

さぶもこ〜河家ハ上達部ハ有文乃九輛とも有文

中巡方とも用し四位五位ハ靴とのぎきてハはは若

其文は九輛六位以下ハ靴とはくふとも其文は九輛也

相巡方も九輛も今ハ銚の上よ祭白きい〜マセ〜

〜二重〜〜〜草〜はく免祭〜ハ玉たよの袴ハ

寶とすたう流りきり取浴く〜河まバおちど料〜

〜免考名ナ〜も金たよのハ裏〜マ〜も〜也古き銚

くハ裏ノ糸通すべき穴何れ也

糸の結は葉乃草等も鏝ハ
左ハ金右ハ銀也何れ鏝の言

穴二つありて糸は通して草等

はく糸架是ハ一の挿たる草等

真代

こハ履の服故也け船ノ用々ノ事ハ詠詠の御字

たより架延在彈正式ノ凡真代ハ參議ノ上及紫ノ子

諸王乃五位ノ上ハ金装自條の四五位ハ銀装ト云

飾抄ノ草の第一の石表右乃方ノ流ノ或ハ第一乃石

人表肥瘦小者ト云付緒紺糸或ハ紫四組黒漆或ハ朱

漆ト何里古き繪の豊明表云郷乃草を原真代ハ赤

く綵色ヲ金の助ト云ノ草里真代乃盛ナリバ真

袋といはぬ也之を今何處に候か較皮一々包まぬ相

の上へ金銀乃魚を仕く免梨名をよまおしして仕く是

ふとのや凡奥袋ハ節會より上の儀も五位より上仕く是

この前會とい元日七日十六日等より上ハ大嘗會の御禊行幸などよりある況し御即位

のとき御服も御衣位より上奥袋と仕くは候と仰せりむらハ御服と皆きんこ

御服より御衣位より有る前會

御衣位より有る御衣位より有る

又春日祭の使際時の衣此使加茂衣

乃使も付給に

後照念院殿の抄に仰云元三中行幸付奥袋而後鳥羽院

御時相似大嘗會御禊行幸にて被禱之則猪隈殿以下出御所

御被撤之と仰せ給はむらハ靴を仕くは候

申し給はむらハ御衣位より有る御衣位より有る

笏

延嘉原正式に元五位より上ハ牙笏と白木笏と紙笏

用せよ前より後連より六位より上乃官人ハ木と用お

よ前より後考す也と云今も筋を流くる本志中

ぬら能く物何架か流き筋をもけ本り流くる有と

以屋架且そ本乃くご一牙の似きまバ彼白木くまの

ハ是もて度ハ楳木といひて後ハハさくぎといひ

も乃也

くハハハ

そ形ハ牙筋の同ド

くハハハ楳服

六

未雅(五)

條(ハハ)架

任下乃官人のハか表白木くむうて本既用わよと

阿まバ白うく思本り流くる事明ら帯一筋もぎとい

筋乃と表もぎも表也後考す也とい表一と云く同ド

唯詞はう一のこいつの流もまら五任くとも六任く下

くもまがくもやはほろくて末に流ごまを家の筋を用う

その後ハ木のふもすしちうきもきど南無五位よりハ好くら

六位よりハ櫓橋がどけ用うぶきこころ

由は流をぶ抄乃つらハ殿
とろりざりの中ハ丑位

のふくしりま河をけはハ既ふさくのもくハたがて

未初流くちまくはむ位をとつらハ白木六位よりハさぬ木也

扇

とろりけき花ハ枚をハ櫓橋のふハ知たどくちまハつらハ流

くも泥絵南ぞかきこめ

今ハ泥してまうふを泥絵ハこどちまハつらハ地ハ
泥川妙子などまき又泥してまうふハも河架絵

ハ常乃つら至絵也流して

のましりハバト絵といふ也

ハ流ハのいしりまをらつそ好至こみ南

む流むしりまをらつそ好至こみ南

り川ハ一要ハ衣くも裏ハ蝶と合しハ銀ハこは着

きハ櫓ハ櫓のこを用う是もハ流ハにりかんたかどしこめ

泥絵かきこ村造の糸にて綴てそ飾りと表裏の両つき
骨のうらみ川社と並て厚茶かどく並物と次又白き
糸にて綴て平常の事也かたがごとくおきてハ綴糸の條
尺二寸斗くふくおふ総乃揃くふ何なる哉又並物に
ともちあぐくハかきていさうさるー斗く並ぶ也又秋は

蝙蝠又細骨たよどとも用い但束帯ハ反秋も蝙蝠細
骨たよどハ用わぬといふ説何まどく深ハむま也あまきとの

くそ例ん

玉海兼安五年四月廿七日戌寅日今日侍従拜賀也雖為伐日家之
例太多仍所用也装束任袍赤色薄物下襲黒半臂濃引倍支同色

單無汗取依切出也濃裏浮線綾表袴濃色大口小袖單
襪赤色紙書繪塗細骨敷骨也扇と何里

蝙蝠ハ骨ハ竹ノ紙ハ漆

ふ也骨の色白青黒赤色たよど也かほほひハ色に似

何里要八角也又此大骨斗里此紫檀蕨芳など少ふ
 作里も何南里紙ハ白赤青紫香條など南紫
 泥絵又下絵と云かとおと好しきハ金銀かとの泊ち
 一ハ係も何里細骨の扇も此きぶ色也唯木乃ほ紙
 用わぬの

帖紙

是もと好きつりきハ漆像と五重計里もろ紙多
 表と下絵うまを用いこま後ハ色紙たよ
 色紙ハ今の
 子紙也
 一と紙
 少ふ是も表と下絵書を架かど好くしてハ檀紙一枚と

用)

服飾管見卷第五目錄

女朝服

女朝服

首飾

女上髮

女袍

背子

領巾

單衣

裙

袴

袷衣單袷衣

服飾管見卷五

女乃朝服

權中納言宗武撰

女表朝服ハ令私考ク解年也

首飾

女乃首飾片たがふふ志し里りご一一五節の舞妓乃首飾

内教房の舞妓の首飾などいへば乃女性朝服衣首飾の

造製と不足中不類聚雜要抄と理髮の具末額髪二

流

末七尺但し不注也

簪

釵子

彫擲

二枚

本結

と何れまきしはやく

定文内事也

流にさす抄と不足中不類聚雜要抄と理髮の具末額髪二

四より有さぬふりまきしはやくと何れまきしはやく

小どり又是より梨前よりなりどりまきしはやくかむさしはやく

くさす五節不さしはやくかきまきしはやくと何れまきしはやく

理髮具末額七尺髪時擲彫擲上擲下擲釵子四

花釵子

本結

紫練糸

二有緒

二両許

とん巾末額とハか七尺乃髪二

流也是令しは魚家我髪南也釵子四といは魚家

花釵子一、二有緒とハ花釵子左右より次ニ申す

一具也二有緒とハ釵子也彫櫛とハ内宴の筵乃舞妓

の髻乃前々天冠のやうなる物有は花一つと申す

一と左右へはるまやうなる髪とひびく一を家内此二つ

花と云うのこゝに作る櫛たりはるくぐりて云ふ也

二枚小ふ一具より有はるくぐりてのこゝにて教とハ

てまゝ又まゝとハ二枚たりはるくぐりてを原南冠系

と櫛ハまゝと云ふは小櫛とかきく一と合を原南冠例のこゝ

ぐりたるこゝ櫛ハ二枚のたる一枚ハかざると願はる

む料也今一枚ハ額髪の中へたるは下ぐりてのたる

と櫛ハ下櫛くハ勢マ寸也ハ奴子モウツとウコ

ハシクカカル料也カ櫛シ寸シとウシとウシハ是のミ

勢シ寸シ也ハ花ハ奴子ハリヤ架シとウシ料也ハ寸シ

ハ勢乃前後トトシトシトシトシトシトシトシトシトシ

料也令の朝服ハ延喜乃比ハ常ハハリ也ハウシ架シ

ト小ヤ中宮の年中御服料ハトシトシトシトシトシ

村上乃御代ハトシトシトシトシトシトシトシトシ

人五節の舞妓乃御前ハトシトシトシトシトシトシ

毎代女ハトシトシトシトシトシトシトシトシトシ

制也ハトシトシトシトシトシトシトシトシトシ

内令婦大儀の執翳乃女孺などハハヒまじ朝服ハトリにきし

事昭くらくそや江家次弟若會乃内令婦なども朝服

くハ何くみど華釵との終バ首飾のハハ何物にきし

後の代とたり梨ふハ危うぐー華釵などほくはくもかく

髻もたよくきどかみび何なるみりーきーごーのこたやき

釵子の緒ハ髻何るりハハ何ちのす髻たり時モ或ハハ何う

五節ハハきまきぶこもさハハハハハハハハハハハハハハハハハ

是ハハ平願ヒラビエヒといふや

常り陪膳など寸ふハハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハ後乃代ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

梨を係人カケリをきしガ

女の髪を上る様

考る先發をよく寸きをまて額のちりくを急ぎけ

より三寸バウ程左右へ斬りてを引免らうけら

と二枚まてり思ふ乃かうと寸急を急いけト免

り帯しきを深まとのかふよく寸きま切て左右乃

耳とおほいて後へ引まはり急り糸三寸斗下りあ

一川り取てかげらとバツときをこて額乃とより糸

前へはきをまておきて切下ぐりて下より糸とへい急

かけらうけらごまてり一川りきを中ふ急けらる前

く下げらるうけらと引とて下ぐり乃とまてり一ぐりどく

い何をも切て其左右より親子と急ぐり一級中まてりつ

こころをうらみつつしぬくさき^{ミヅラ}髪をハド巻く

けらと折るしき糸(西履を下す上と揃り引と

ひきまうかけらと取合替へえ結しを結し急ふか

けら乃末し度うとさしとさしとさしとさしとさしと

まき^{ミヅラ}髪^{ミヅラ}はともこ免まきとひきまうか急ふ花釵

とた右よるさしう急る急る急る急る急る急る急る急る

髪は前へ向てさし髪の後ハ急る急る急る急る急る急る

と急る急る急る急る急る急る急る急る急る急る急る

急る急る急る急る急る急る急る急る急る急る急る

女乃袍

其製はうも物とや又ははる比と全いふきししや

延建織造式申宮年中御服料の亦し、何至春冬ハ別

よ二丈五尺と何至夏秋ハ裕乃袍とて別し五丈と何至

萬乃し後もハ春冬裕乃反秋單たのふ此物のこい

さゆなるもいと何やしし(ま)

背子

後乃代ハ男乃袍のご四季とも小きまどいしハさむ

きはゆ勢と料しや加乃御服料し春冬のこもて反秋

ハたし

領巾

か乃年中御服料小領巾四條料紗三丈六尺別九
尺と阿里西宮抄小衣多くんを架か乃朝服小も領巾
と奥一室に領巾とよの崇神天皇の御宇とや
んをきと令くハんを又延喜式よりん巾多る後
世ハきとるる

学衣

か若年中御服料と背子と領巾との間ハ里ふ旦末
学袷衣んをきバ後世乃之とがねとハ別々表とんかど
乃とよきとるハや学乃袷衣ハ別々二丈七尺たふハ是け
別々一丈二尺五寸也又九月より六月までハ毎月十領

きふ小七八月八月毎小四十領也是もいかりいもの
らまぬ事也

裙

かの年中御服料、表袷、裙二腰別、一丈五尺同ト
く腰乃料の絹別、小五尺下、裙二腰、料乃白絹別、一

丈五尺同ト、腰の料乃絹別、五尺と、何まば此比男老
表袴、中袴、うさぬるごとく、裙二腰、と重、祢、若、原、也
但夏秋ハ羅の裙二腰、紗乃裙二腰、下、裙四腰、と、但、毛
絹乃料、と、ろ、か、ふ、と、皆、一、重、と、し、て、を、糸

袴

かき御服料、袴十五腰別、五丈半袴二十腰別、

二丈六尺五寸、何里曼も此比ハ一重乃袴表上、不裕乃

袴と重、忌、不やか乃御料の半、此御袴乃多きハ御才

く、き、乃、南、

袷衣半乃袷衣

此袷衣ども、後世ハ袴乃上、き、半、乃、御袴の次、

ハ、半、乃、下、き、乃、ヤ、と、

ハ、天皇乃御服料、袴乃、半、乃、表、

半、乃、何、乃、次、乃、何、乃、

半、乃、何、乃、次、乃、何、乃、

何れ寸分もむしむ鞋衣ハ袴の上より原物をせり

ハ乃御服料ニ鞋衣学鞋衣各三領袷別一丈一丈九尺

学別一丈七尺綿別一丈八尺と何れハ学衣ニ鞋衣

ハ袷ハ綿ハ袷衣也字里但八尺と何れハ十月より

三月迄乃事也四月ハ各別一丈七尺八月ハ各別一

丈也九月ハ又四月ノ同ト且四月ト至九月迄ハ鞋衣

学鞋衣月毎々各二領也延鞋乃此の女性衣服自存乃

物とくハキ事と記勢一何れハ中宮の御服料

とありふし寸ぎ也男の靴服乃とも天皇乃忌

御衣も凡くのも是月など一何れハ製は

うらら祢バ妙法乃女老服ハ此製カウ風ベ一一條院の

此目しよ末ハ物語ナド一も日記南ヤカ老多ク

んくふ飛ヤミカ一なる事ナカバカ一ね

服飾管見卷第六目錄

儀衛服

儀衛服

頭巾

位襖

府襖

衛士桃染衫

黄袍

半臂汗衫袈裟草帶襪

白布帶

横刀弓箭皮

白加利禪睡巾麻鞋末額

諸衛常服

別式裝束

弓箭

行膝

服飾管見卷六

權中納言宗武撰

儀衛乃服

衣服令ハハ衛士乃ハ朔日節日ツギ柰乃衫ツギと总ツギふヤ

何里ツギマニ解ハ三衛の督ツギと祭ツギ己下主帥ツギ己上朝服乃

外別南ツギ一是も弘仁ツギハ儀式式ツギたどツギあるツギ是ツギつまげ

弘仁儀式式等ハ

今の代々傳り来

二とよきとよきといふらまはるや貞観儀式

大儀上儀中儀下儀と河梨延嘉式ハ大儀中儀

小儀と河梨とよびたの儀ハ一とたのまど実ハ一とたのま

大儀ハ礼儀乃卷一志保一怒中儀ハ延嘉式ハ元日

宴會正月七日十七日大村十一月新嘗會ハ蕃客ハ郷食を

賜ふといふと河梨とよびたの儀ハ延嘉乃大中少将衛門兵

衛門督佐位禰令装振刀靴著幟及と策将監将曹

衛門兵衛乃尉志近衛乃府生ハ皂乃およう等位禰

白布乃等振刀弓箭麻鞋近衛衛門の府生門部

兵衛乃府生兵衛ハ皂乃およう等府乃禰白布乃

帯横刀弓筋麻鞋衛士ハ皂のおよう多桃漆の衫白

布の帯横刀弓筋麻鞋但大村と蕃客と郷食と錫

へるときくハ舎人衛士等脛巾末顔と法くとも之を

將督佐ハ羅江中細綿半臂汗衫表袴革帯襪と具べし將監以下舎人以下細綿半臂汗衫表袴襪と具べし衛士ハ羅江中細綿半臂汗衫加利禪襪

と具べし是等より知くべきともて式ハ執らまはふ也○西宮抄正月十六日天皇御服同七日王郷以下及諸衛將佐等以下装束服色又同七日但番長以下服小儀謂青指靴

と何まば是も村上の御宇ハ昔ハハカソ也なり○平装束といふ是と兼良云乃記し

平胡麻と帯を以てしと何ハ平装束といふ襦袢とくハ脛巾といふ是とも襦袢脛巾といふは平胡麻と帯を以てし也西宮抄三月三日乃平装束の中し諸衛將佐關

服長叙等六位平装束といふは則中儀小儀乃尉乃服也是大儀といふて平装束といふハ是貞親といふ屋敷上儀た小儀といふ延喜式

告朔二月の上卯乃日降軒授任任官十六日乃踏歌

十八日の賭射五月五日七月二十五日九月九日出雲の國造

神壽詞カンキョウノミコトと奏し皇后皇太子冊令し百官賀表

遣習使し節刀と幼い將軍小節刀と幼い改めたり乃

壯東ハ府生り上仲儀ト同ト舍人等黄乃禰衛士ま

仲儀ト同ト但三月の上卯授任任官十八日ハ少将已上

弓箭と執

弓箭と執トハ弓寸トソト同ト此時
必儀と卷マおよう字とわくる也

一々大仲少将冬

議已上と帝さば弓箭とせらすとの里

こゝ冬議已上と帝
さばとの里ハ冬議已上

の官とぬふとソト也冬議已上トハ大臣已上ト也文官乃列ト立左ト弓箭と帝ハ也

非冬議乃ニ之任を將ハ申上ト儀衛ト多トさば弓箭と帝ハト云卿乃列

利

貞觀儀式トけ九月九日の條小も諸衛服上儀ト何梨

五月五日も仲儀ト何里ハ表全本とりしぎまはははるふ

あしきまぎまど是等りふかりし延喜式ハ貞觀乃よ里ハ

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

頭巾

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

延喜式大儀中儀小儀ハ頭巾ニ裁ハ文ト畧

細儀を依也令乃比ハ武官の儀多みトかくて三寸一寸を依のミ也き何まの
御宇と巻儀細儀ハ出来事弘仁九年丙午の詔よをや何くふ何にゆん

位襖

人々乃位色の鬪腋を袍たるもの文色縫腋乃袍

同トゆき私志ニ乃形架

府の襖衛士等が桃深アランメ乃衫

此府乃襖衛士等が桃深の衫ハ大儀者と同ト袖也

黄乃袍

左衛門節服を考ると春冬ハ黄絹の表小練絹乃裏

裏の練絹

ハ白き也

夏秋ハ黄絹の表也四季とも一袍とハん

と縫腋ハ何れを身一幅形依襖也

半臂汗衫表袴草帯襪

此五つは物も必用い体物形まバ文一ハ畧せしき架こを製

文色朝服乃卷一一の巻一一同ト但将監尉以下草帯

を用わす一白布帯を用わ舎人脛巾を用いふときハ

表袴を用わす一加利禪を用い

舎人脛巾を用わふとき表袴と
用わふときハ掃部式とん

小威儀下供奉寸五掃部黄の身一幅乃襖布等白袴とわまは形

白袴ハ表袴等四付の舎人ハ掃部乃舎人ハかうくまき祭

唯衛士ハ脛巾

を用わふときも白加利禪を用い

衛士ハ脛巾加利禪とふとき
ハ舎人迄ハ襖ハ身下と袴とハ

まハねと衛士ハ表袴ともしき事左衛門乃節服

の糸ハねとねと衣ハ衫袴ハ加利禪也

白布の帯

延祐左衛門式と考ふ一布帯三百二十條料白布

三十四端 以八尺二寸
同兵庫式 為二條 長八尺廣四寸四重為

疊と注しき架大炊寮は長九尺中刻とて典藥

寮は夫三人布帶各四尺とて正親寮は別長八

尺四寸中刻とて馬寮は長一丈たどはゆぐ小有

こは結目とては前ゆぐらふかいはく勢は前ふて中は

引程たもきハ長短は河梨ふもんがは後也但後の代は

白き布接腰とてはく里ふらとて 接腰のとき布帯 是は布

白料とてはく 白き繪巻

横刀弓箭袋

横刀ハ斜横刀乃事一の次弓箭ハ此巻の事一何ら

ハ一徳皮ハ禮服の巻ニクハ至

白加利禪脛巾麻鞋末額マカウ

加利禪ハ別ノ記一徳麻鞋ハ履乃巻小の次脛巾ハ延靴

衛門式小脚纏五十具料布一端一丈八尺

以三尺
元一具

乃々マカウ架マカウつマカウ小脚纏マカウとマカウ子マカウをマカウ法マカウハ脛巾乃マカウトマカウゴマカウママカウママカウ

ワマカウキマカウトマカウヨマカウスマカウ架マカウ長マカウ三マカウ尺マカウ一マカウ具マカウトマカウ寸マカウ五マカウ寸マカウハマカウ長マカウキマカウ

一尺五寸と二切マカウトマカウ折マカウトマカウ各腹合マカウ小折マカウトマカウ左右マカウトマカウ下マカウ延マカウ

纏マカウをマカウ糸マカウ一マカウトマカウ上下マカウとマカウ法マカウハ脛巾マカウハ幅マカウ五マカウ分マカウトマカウ子マカウをマカウ

乃マカウ脛巾マカウの眼マカウをマカウ架マカウ出マカウ法マカウ也マカウ末額マカウハ古マカウきマカウ延マカウ

延マカウ靴マカウトマカウ細マカウクマカウ子マカウをマカウ法マカウハ脛巾乃マカウトマカウゴマカウママカウママカウ

一むはびるし中子と左右より繋纏ひて又好く結
てその好むにば路中乃下へかひこんを全とらん申を納りて

有也

諸衛常服

延嘉^ニ彈^ニ正^ニ式^ニノ^レ凡^レ諸衛府五位以上通著朝服其著

胡錄^ヲ并立^ル仗之日著位襖但參議已上不在此例

とんくしんこうし朝服といふるは總職の袍也參議已上

とけ四位乃參議の諸府乃官といふは總職の袍也
四位の
中將

と非參議たるまじし

四位乃參議まじし

不在此例といふ總職のくびとて關職といは
き急也胡錄といふとき鑑といふまきおよろずかか

とも關聯とばき所受とて行くときハを列とて行らるる
 是とよまて代官と用ふる也非久多議乃四五位乃諸衛
 ハ立仗の日及胡祿おハが原ときハ自解の帯叙乃官
 と同ト服也六位以下ハ中儀乃とて布帯と
 用らるる草帯とて麻鞋とて履とて
 是より最とて法乃とて

別式仕立束乃事

延嘉式ノ凡正月七日青馬籠近衛著皂綾末額

細布青摺衫紫小袖
 其頭錦小袖若蕃容
 白布帶横

刀緋脛巾
右緋 脛巾
 帛襪麻鞋
不帶 弓箭
 其馬前陣近衛十

右近衛十
人後陣之
装束同
櫛但帶
弓箭
多梨緋乃袍紫布

袍も左衛門式乃節服の例より多し牙一幅を左襖也

いふに錦の小袖紫乃小袖を製ハ禮服乃條より多梨

乃乃江の蕃客朝會カ多し緋紫乃袍と多梨とより

多ハ多梨を衫より多し多梨事也

同式より大射の装束も左右各官人二人著皂綫

緋襖白布帯横刀弓箭緋脛巾麻鞋近衛二十人府生

若預射手在此
數内下亦准此
皂綫末額緑襖白布帯横刀弓箭白布

脛巾麻鞋其後参左右各官人二人近衛二十人と云

多梨友人といハ近衛カ多ハ将監将曹衛門兵衛少少付

尉志といひしを系也緋乃襖ハ絹者才二幅乃襖也

才二幅
乃襖也

ふとまはハ衛門の友人

位襖と名不故なり

緑乃襖ハ例者才一幅なるは紺襖乃事

也衛門府ハ左右各官人二人緋の襖と用わすして位襖

と用ふのこころやぐい也門部十人装束近衛ト同ト

衛士十人桃深の衫ともて襖ト用ふのこころハ近衛ト

同ト兵衛府ハ左右各官人二人衛門府ト同ト兵衛

二十人門部ト同ト後参乃官人左右各二人近衛十

人又同トト河津バ寸盛マ六府乃後参は装束初者

衾の装束トトとちうぶ原也

同式ト近衛府ハ騎衾装束四月廿八日トハ左右各友

人緑布衫近衛ハ青摺の衫兵衛是ト准寸ト河内近衛

府ハ左右各将監已下次了二十人兵衛府ハ左右各

官人兵衛寸了六人也五月六日ハ左右近衛各官

人二人着皂綾緋布衫金畫絹甲形金畫布曹

形白布帶横刀弓箭行騰麻鞋近衛四十人皂

綾緋大纈布衫前後各一人紫大纈

細布甲形銀畫布曹形白布

帶横刀弓箭行騰麻鞋ト中兵衛府ハ左右各官

人二人深緑貫布衫

五月五日の珍科の緑乃貫布の衫の紐は佐け著緋布衫ト紫

金畫細布甲

形手解ハ近衛府了同ト兵衛十人丹畫甲形曹形

手解ハ近衛同ト六日ハ左右近衛府官人近衛寸

へふ十人並著深緑布衫錦甲形を解ハ五日了同ト

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

江ノ兵衛是ノ准寸ト河邊ハ兵衛乃仕來モノトナリ

幸遠着摺衣幸

近臨時處分

並著皂綾横刀弓箭行騰草鞋

除行騰

將監以下府生以上並著皂綾布衫白布帶

着靴

千七百九十三年臨時御
少隔三年請りて成

衛士皂、綾、桃、漆、布、衫、白、布、帶、横、刀

弓箭、白、布、脛、巾、草、鞋、兵、衛、式、凡、供、奉、行、幸、官、人、以

下、装、束、並、准、近、衛、騎、私、馬、行、騰、と、は、貞、観、儀、式、乃、如、茂、祭

乃、條、騎、兵、左、右、各、十、人、着、皂、綾、退、紅、漆、衣、白、布、
帶、横、刀、弓、箭、熊、皮、行、騰、と、何、不

と、後、乃、世、衛、尉、の、舍、人、等、騎、射、な、ど、の、形、は、な、ら、ず、い、ふ、は、ど

徳、乃、行、騰、と、寸、分、の、合、衆、人、は、皆、將、監、已、下、執、毒、蘇、鉦、鼓、師

已、上、乃、行、騰、み、南、徳、の、皮、を、系、以、志、不、多、が、少、將、已、上、志、乃

騰、若、別、有、り、す、る、は、皆、が、指、衣、了、具、次、と、も、の、人、を、是、は、い

た、り、と、毛、皮、な、ら、ず、は、何、き、の、也

同、近、衛、式、凡、供、奉、踐、祚、被、襖、少、將、已、上、並、着、皂、綾、位、襖、横、刀

弓箭靴將監深紅衫將曹柴摺貫衫醫師府生黃色柴摺貫

衫並行騰近衛青摺衫蒲脰巾草鞋騎隊並着皂綾白布帶行騰

横刀弓箭と之由兵衛式瀧門式は踐初後後乃儀奉の装束

と別よ河原次にて森幡儀幡小幡鉦鼓等と用事奉り以記し

後行幸の條瀧門府の官人己下府生己上並よ近衛に准す

志す兵衛府の官人己下は装束近衛に准すや記す

踐初乃後後儀奉りとのふり有きは督初乃將己上と同く皂

乃儀後後儀刀弓兼執尉將監下同く志は將曹下同く醫師府生

近衛府の醫師府生下同く兵衛瀧門の舎人近衛乃舎人下同く

一衛士ハ此ヤト別儀ナリト

踐祚被襖執纛已下乃裝束兵庫式と清門式と以合考ふ執纛一人騎

牧子二
著皂綾末額緋大纓袍布汗衫帛袴布帶鞋行騰執纛網二人執纛

人著桃染布衫布袴布帶執戟一人從執 執鉦二人執鼓二人以熊皮蓋

鉦 鼓手者二人已上服色 鉦鼓師各一人騎馬服色 寮官同執纛人

二人著公服行騰騎 立陣大臣前今乃予本の延式

ハ擊者二人乃注了已上服也同執纛人トハ擊爰了已上トハ執戟執鉦執鼓擊者迄の寮乃
手也是等皆騎馬トハ依也其服也執纛網ト同トキキキ也唯網ト人ト書達トの依改テ成

官人トハ兵庫頭已下トハ南宮トハ是ハ即下大臣也

前ト陣寸外トは裝束トハ架衛門式乃このは裝束トハ少ト

形亦事トハ甚ト終撃乃注了其用度雜物及擊鉦鼓人執

纛夫等裝束立見兵庫式トハ甚トハ兵庫了也ト云ふ府

一ハお海より、ふりきり、まじは、何やま、梨、成、何、分、也、考、全、但、衛

門府ハ鷲像、纛、幡二、流、鷹像、隊、幡、四、流、小、幡、四、十、流、鉦、鼓

各一面、兵衛府ハ虎像、纛、幡一、流、熊像、隊、幡、四、流、小、幡、二

十、流、鉦、鼓、各一面、其用、流、准、衛、門、府、と、い、ふ、を、ま、は、是、と

寢、東、ハ、大、后、の、前、を、陣、と、同、ト、キ、也

延喜、近、漸、式、ノ、凡、踐、祚、大、嘗、會、小、齋、官、人、已、下、並、著、

青、摺、布、衫、餘、裝、束、如、元、日、陣、於、齋、院、内、其、大、齋、裝

束、亦、如、元、日、齋、院、以、外、隊、之、但、除、纛、隊、幡、鉦、鼓、又、辰、日、

除、武、禮、冠、衽、襦、挂、甲、

武、禮、冠、衽、襦、挂、甲、と、い、ふ、ハ、少、将、已、上、の、将、軍、等、
に、お、よ、ぶ、将、監、已、下、の、繼、衽、巾、と、い、ふ、は、下、

已、午、日、除、脛、巾、末、額、と、い、ふ、は、小、齋、乃、官、人、に、お、よ、ぶ、青

摺乃かえ日のごとくと河まや青摺乃衫ときほふ頭

巾を用い法とちるべしうまば武禮冠衽襦將軍帯

ちよとほくふとい河へげ全装の極刀靴著幟笠と策杖

いも也將監以下も衽襦脛巾末額挂甲を用い法とち

金一切大齋ハ金く大儀を服し辰の日ハ上儀を服し

己午乃日中儀と服すふといゆ系也衛門兵衛西府乃式

ハいとつくとん申是も近衛に准ずか右に畧して裁法

ちよるべしりやハ大嘗會の郊乃日ハ小齋も大儀と

服しな流し淳和天皇の大嘗會に全かゝる事なりを全

法是ハ其より進ませ法式くハハくちよるまもたのびちよるまハ

トト一此條ハ明々ト云ハカク也

延喜道式凡行幸之時御輿長五人擇近衛旅

力者預前注交名奏之並著紅染布衫不帶弓箭

ト何々云々ト凡供奉行幸駕輿丁者駕別二十

二人

十二人擊御輿自
餘執前後綱

皆著皂頭巾皂綉緋帛衫調布

襖

トトト襖トハハ一幅ナリ襖子也寸形トハ緋布衫ノ下
トト料也是寒トウ留ト為ナキハ夏秋ハリトウハ也

賞布衫紫大

纈褶白布袴白布帶白布脛巾惣二十二具

中宮亦
准此

貯收府庫臨時充用若有損破申官請換但笠蓑

請内藏寮ト云々ト製兵衛式トハ輿長二人不帶

弓箭駕輿丁裝束十一具中宮准此ト云々ト是也

皆装束近衛府と同じく也切緋帛、衫ハ春冬乃料也

質布の衫ハ夏秋是より、冬乃料也、質布の料ハ冬乃料也

是又緋乃質布なるべし、紫衣大纈の褶已下ハ四重と

しりとりす

延喜右馬寮、凡、行幸御馬一疋馬子八人

右兵衛二人
馬部六人

其装束人別、緋袍

夏、單衣、襖子、夏、不須

帛、汗衫各一領

調布袴一腰、細布帯一條

長一丈、立隨穢損申、官請受

狩野行幸之日

右、多梨馬寮又是、同じ切緋袍も襖

著、緋、細布、袍、袴

子も、しりとり、一、幅、なる、襖也、夏、乃、質、衣、と、ハ、緋、衫、也

延喜、彈正式、凡、諸衛、府生、以上

左右、馬寮、准、此

除、衛、仗、日、之外

皆着靴但着布帶時須用麻鞋とくをきは左右馬

寮の督佐ハ衛門兵衛の督佐同服左右馬寮の尉

志府生ハ衛門兵衛乃尉志府生同服た事知へ

一き五月七日を節會乃青馬の法に督乃装

東西宮抄江家次第たハ弓箭と帯一尻鞆と法く

と何引次將裝束抄小著靴取鉾為上説と何く

ち何の存乃物形まどく一契ふまとく江法事契督佐尉

志各衛門兵衛乃中儀の服と用く也又此節會一叙位

加階一何法う法武官ハ卷綴結弓箭野劍五位ハ尻鞆

といふたど中法の物一多くんをまどこハ誤也

江家次

第一

右記に任記とゆふの文阿婆は比既一誦まふ也西宮抄のいふ事んを
みはいのし首乃き取ると是乎いふふしう前など考ふは極たま事也

文官

五位上と眞袋靴とほく別節會の服と別なりさうまひ武

官と參儀上と兼或は五位上たるが若夫ハりやう事

文官乃節服小同トくき思四位上ハ中儀の服トく

四五位ハ筋とりみ及ほう六位ハ筋とり帯せびと筋と

とふき也小朝拜乃仕裝束も又是ト同ト

延喜左衛門式ト凡狩子五十人冠并衣袴布四十端

三丈之中紉布一端一丈五尺冠料挑染布二十五端

白布十四端一丈五尺練絲十八兩三分とんを架

冠の料人正
を尺を寸四分

衫人ト二丈を尺袴人トくを丈二尺六分也寸餘ハ計式

細布調布一端ハ長さ四丈二尺廣二尺四寸と阿婆也

右衛門の狩子又同ト

弓前之事

古き物より集りきつて河津祓禊に用ひし物に記す也

弓ハ時繪或ハ時絵螺鈿也ヤナシキ胡録ト

こゝに胡録とのこき

別取

をふハ年胡録乃事也

ふも雜物と同一きハ志ハ彌ハ鐵乃散物

散物トハ鐵乃

上ノ漆ト

滿押

取柄ハ錦ト伏組ト寸取柄上下緝糸結組ト也

とんち

樺ハ白樺ト用いべし胡録ハいづれ地乃時繪螺鈿ト

形梨前ハ黒塗乃昆牛ノ角乃若羽ハ摺尾

羽ハ今ハ二羽

ども園太曆正和

二年の記ト御平胡録

龍羽三苦尾間
塞九緒津緒

ト何里けとき二羽トガ常なきバウク注セバ也

ト今も古寶トりらバハ川をさふりやもふり矢ハ四羽ト次ト延結
神祇式伊勢太神宮神寶止一種ノ中征前一十四百九十隻ナク小料乃鳥羽二十八枚
有也トともてんまバ征前ハ二羽トハ河津祓禊ト河津祓禊ト又軍防令乃我解

ト儀仗軍器実同トト

上ノハ為矢ト

矢尻鐵乃散物上差ハ

号ハト寸トハハ形梨

とのト同ト

牛乃角の鐫二筋也受りハ職乃散持志雁股より

最多波祢錦を以隙塞白き色紙表帯ハ公卿襪芳終

四五位ハ襪芳青相交終より露と以之ハ後緒紮皮吹及

綿皮也
後緒ハ具ハ蝶ノ鳥と押サ
六位以下ハ以之ハ後緒

也また錦乃絹と用いべし後緒ハ横刀乃紮皮小同ト

箭ハ左ハ弩右ハ鵠也
箭乃枚も後ハ平胡籥ハ落矢ハ一筋也
五十隻也也之代実録貞觀十六年九月十日檢

非違使五條と起請セリ其四ハ應減定諸府舍人胡籥之箭數事案右取行准於
令條兵士箭數以五十隻令盛於一箛而今人力微弱難帶五十隻勅責不肯准
行或乃二十隻以下十隻以上帶之非常之備豈容如斯誠是科責無所重人心
不可服之所致也望請尋常平懷之時以三十隻為定今使於帶者但節會
行幸及臨時警固之日依法滿於五十不令武備欠令ハ何至此也查胡籥ハ
一ハハ是平胡籥乃箭の數ハ依事ハ何至此也切查胡籥ハ代ハ六隻也

上儀一隻也者督ハ
又中比上梨壺胡籥と以之乃出未考也
上儀となく二隻也

五徑已上六徑已下右ノ准トテ急ベシ此臺胡籙ハ小儀

ハトシハ用ハ儀大ニシ志袴ノトキ用ハ直衣冠冠ナドト

モウ前トテ常ニ急ベシハ是ニ用ハ府生以下ハ常ニ負南

架

行膝乃事

考依ハ衣服令式等ニルシ行膝ハ後乃世ハ踏掛^{フガケ}ニ

ぬ物^{ヌモノ}ナリヤ衣若トガハぬ勢^{ヌセ}とみ^ミテ形も^{カタガタ}心^{ココロ}た^タど^トハ南

くと錦^{ニシ}何^{ナニ}ハ皮^{クニ}も^モ包^{ツク}マ^マ緒^ツハ^ハ安^{ヤス}里^リ後^{ノチ}世^ノハ^ハ行^{ユク}膝^ハと^トぬ

物^{モノ}ハ^ハ名^ナノ^ノ同^{トウ}ト^トシ^シテ^テま^マと^トハ^ハ其^{ソノ}角^{ツノ}ノ^ノ形^{カタガタ}架^カむ

ら^ラも^モ名^ナ付^{ツキ}向^{ムカ}ハ^ハと^トソ^ソノ^ノ意^イ也^ヤ之^シ川^{カハ}ノ^ノむ^ムも^モ不^フ也^ヤ

鼻也いふまはたむうも前也も踏掛のも左右も

ふ表と寸故うむうへいとい少い履い後い寸い乃いむいういむいきいけ

かいのい表いとい寸いまいばいむいういへいくいとい少い履い寸い是い一い川

表籠也

後の寸乃の膝いはい雨具也い加茂春日などの使乃籠也い雨衣深履いと

股いはいもい出いまいばい股いなりい乃い膝いとい股いにい引い上いまいきいふい深履いといもい股いよりい下いといばいおいほ

字むお旅いなどい小いもい用いわいるいはい頃いがい和い名い抄いハい旅い乃い具い入いきいをい坐いすいはい乃い膝い

のいのい角い分いかりいやいるい乃い膝いをい踏い掛いといりいよい坐いすいをい坐いすい一い延長いのい末い坐いすい乃いき

人い出い来い乃い物いの名いよいびいうい一い係いすい多い一い既い乃い女い童い乃い表い衣い乃い唐いのい四い股い衫いやい何いむ

延喜い近衛い式い乃い幸い乃い條い乃い将い監い已い下い府い生い已い上い乃い乃い膝い乃い

里い乃い汗い乃い幸いちい乃い小いハい蒲い脛い巾い故いもい乃い乃い膝い乃い代い乃い汗い

近衛い乃いハい蒲い脛い巾い何い里い乃い駱い村い乃い何い乃い急い者いハい皆い官い馬い乃い用

しきふちまきバ襖乃前尻裏まきまてんつ兵衛乃佐下志

己上ハ脛巾とほくふりト呈て襖乃前尻垂てりマて五佐己

上乃督佐乃姿トまきまき架の虫錦乃江藤踏掛なほ時ハ襖

乃前尻多き且踏掛ト脛巾とのこつても大夫ト士と何々

も幣呈呈四つ乃款也存母の江藤ハ馬上のこ乃服して下呈

立とまハハとこぶ派ト武官乃礼服ハ何々トはき或ハトク

里ト存乃江藤と呈ト用わハハト威儀トのふんを

是又踏掛ト何々トまきバトナリ成五つ乃證也此ハつ乃證と

合坊ん派とまハハトハハ江藤ハ今乃踏掛ハ事ト明ト也
ト呈

但トの表礼服ト靴ト靴ト用ト派トまハ踏掛ハ巾トベト守

是子... 唐馬同...

麻為靴殺其靴

考一靴ハ靴の同カト

加以靴韁故事不許

著入殿省至是加飾乃許也... 北史

北齊趙彥深靴無氈衣帽穿蔽... 唐乃

代... 靴氈を制す... 唐韁

其... 唐馬同... 靴

其... 殿省... 靴

其... 靴ハ靴と殺... 靴

其... 靴

其... 靴

しや字里異國乃く其法とんば靴靴ハ制靴の念

とんて靴の外と覆い且そ好皆はく南まで我靴乃靴

靴ハ靴の内うはきて且そ好わのまは是まことの靴靴

うハ何うで引膝乃上う靴とはふふと畧して一物と明

形家也

二物とりて一物となす事あるハ袴袴とせし

くは中の中袴と表の袴うはくふぶい也

既う延喜内

延式う御靴とはく系料と何う一中う靴靴の料とす

此御字迄も御乃ハいし一乃まやそ也そ也そう下の靴

う引膝はくくるそハ貞観と全何うとんて貞観儀

式延喜式乃大儀の版と靴のそ何う引膝たきけ既と靴

うはくはそ也そもてうういし解下

か乃にそ供奉

少将已上幸

近^レハ以^テ膝と除^キテ靴^トはく^トも遠^レ下^ノ行^キの世^ニハ皮^ノ以^テ膝^ヲ草^鞋と^ス

言^ハ近^キハ^ハ錦^ノ以^テ膝^ヲ靴^トと^スは^ハ遠^キハ^ハ皮^ノ以^テ膝^ヲ草^鞋と^ス

は^ハ遠^キハ^ハ皮^ノ以^テ膝^ヲ草^鞋と^ス

かく^ハ遠^キハ^ハ皮^ノ以^テ膝^ヲ草^鞋と^ス

